

白浜地域 循環型社会形成推進地域計画

令和 3 年 2 月

第 1 回変更 令和 4 年 8 月

第 2 回変更 令和 5 年 1 月

和歌山県

西牟婁郡

白 浜 町

目 次

1.	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2.	循環型社会形成推進のための現状と目標	4
3.	施策の内容	8

添付資料

添付資料 1	対象地域図	15
添付資料 2	目標の設定に関するグラフ	16
添付資料 3	分別区分説明資料	18
添付資料 4	現有処理施設の概要	19
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	20
添付資料 5	指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ	22
添付資料 6	地域内の施設の現況(位置図)	24
様式 2	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2	25
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	26

その他参考資料

参考資料様式 6		27
参考資料様式 7		28
参考資料様式 8		29
別添資料	白浜町津波ハザードマップ	30

白浜地域 循環型社会形成推進地域計画

白浜町

令和 3 年 2 月

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名：白浜町

面 積：200.98 km² （令和 2 年 4 月 1 日現在）

人 口：21,150 人（令和 2 年 4 月 1 日現在）

【本町の概要】

本町は、紀伊半島の南西部に位置し、大きくは紀伊水道に面した半島地域、富田川下流域及び日置川流域に分かれ、面積は 200.98km² で県全体の約 4.3%を占めている。

また、森林が町全体の約 81%を占め、北西の半島部に市街地が形成され、南部では海岸地域まで山地がせまり、海岸、河川流域、谷間部に集落が点在している。

町域には、田辺南部海岸県立自然公園、熊野枯木灘県立自然公園、大塔日置川県立自然公園が含まれるなど、海・山・川にわたる豊かな自然環境に恵まれた地域である。西は紀伊水道南端の太平洋に面し、北は田辺市及び上富田町、東は古座川町、南はすさみ町にそれぞれ隣接している。

(2) 計画期間

本計画は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本町では、平成 30 年 3 月に策定された環境基本計画において、「きれいで、豊かな水環境のまち、しらはま」を望ましい環境像として、廃棄物部門では、「資源やエネルギーの循環を大切にするまちづくり」を環境目標として各施策を推進しているところである。

また、平成 31 年 3 月に策定した一般廃棄物処理計画において、住民・事業者及び行政の 3 者が相互に協力しつつ、それぞれの役割分担を十分に理解し、各施策を実施し、減量化目標の達成を目指し、資源循環型社会を構築することを目的としている。

しかしながら、現施設は竣工から 25 年を経過しており、維持管理や補修費の高騰も継続しており、大規模な改修等が必要であると考えられる。地球規模で温暖化が進むなか、大量のエネルギーを使用する焼却施設において、地球温暖化対策に資する設備改良を行うことは、必要不可欠な状況であり、焼却処理量や最終処分量の削減と合わせて総合的に施策を推進する。また、再資源化の向上を目的とした、容器包装プラスチックの処理施設を整備する。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

ア. 最終処分場

最終処分場については、廃棄物の適正な処理に関する事項を公共関与の必要性を含めて広域的な見地から検討を行うことを目的として、平成 14 年 11 月「紀南地域廃棄物処理促進協議会」が設立され、協議会に諮問機関である「紀南地域廃棄物適正処理検討委員会」を組織し、平成 16 年 3 月に「紀南地域の廃棄物に係る適正処理方針」、平成 17 年 3 月に「紀南地域にふさわしい最終処分場の用地選定について」の答申を得た。これらの答申をうけ、平成 17 年 7 月に和歌山県、11 市町村（構成市町＋北山村）、産業界（2 商工会議所、14 商工会）が一体となり公共関与の事業主体である財団法人紀南環境整備公社（平成 17 年 12 月 1 日）廃棄物処理センター指定）を設立し、広域廃棄物最終処分場整備事業に取り組んできた。その後、事業を引き継ぐ新たな事業主体として、公社構成団体中 10 町（構成市町）により、地方自治法に基づく一部事務組合である紀南環境広域施設組合を平成 25 年 8 月 1 日に設立している。

現在、紀南環境広域施設組合にて、新たな最終処分場の供用開始に向け整備を推進しているところである。



図 紀南環境広域施設組合の区域

イ. 中間処理施設

田辺市、白浜町、上富田町、みなべ町、すさみ町の 5 市町で構成する田辺広域市町村圏組合は、令和 2 年度を目途に中間処理施設（焼却施設）の広域化（新設）方針を示してきたが、上記の制度変更により、交付金を活用して既存の施設を延命化することも選択肢となり得ることとなった。そして既に白浜町の焼却施設は平成 24 年度から 26 年度の 3 年間で、田辺市の焼却施設は平成 26 年度から 28 年度の 3 年間の計画で延命化事業を実施したところである。

そこで、田辺広域市町村圏組合では、こうした現状を前提として、あらためて広域化と集約化の比較検討を行い、現有施設の延命化（集約化）と広域化（新設）のメリット、デメリット、費用対効果について調査した結果、延命化事業を完了している田辺市ごみ焼却場、白浜町清掃センターの 2 施設に集約する方向で進めているところである。



図 田辺周辺市町村圏組合構成市町

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、12,474 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 2,090 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は 16.8％である。

中間処理による減量化量は 8,901 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 71.4％が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の約 11.9％に当たる 1,483 トンが埋め立てられている。

なお、白浜町清掃センターでは、余熱利用（温水・暖房）を行っている。

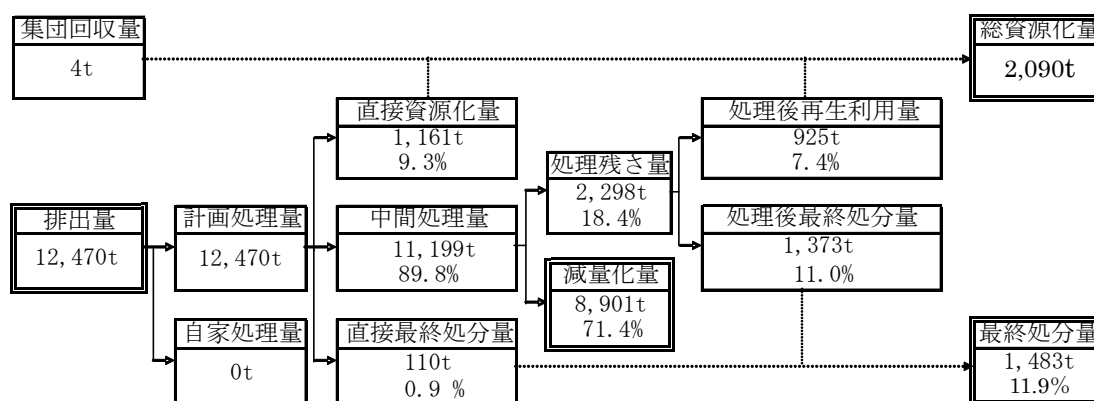


図1 一般廃棄物の処理状況フロー

参考

年度	H27	H28	H29	H30	R 1
排出量	14,683t	13,973t	13,966t	14,815t	12,474t
再生利用量	2,750t	2,645t	2,495t	2,685t	2,090t
中間処理（焼却、破碎選別等）による減量化量	10,432t	9,993t	10,142t	10,584t	8,901t
最終処分量	1,501t	1,335t	1,329t	1,546t	1,483t

(2) 生活排水処理の現状

令和元年度の生活排水処理状況及びし尿処・汚泥等の排出状況は、次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 21,150 人であり、水洗化人口は、14,874 人、汚水衛生処理率 70.3%である。

し尿発生量は 1,844kl/年、浄化槽汚泥発生量は、7,311/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は 9,155kl/年である。

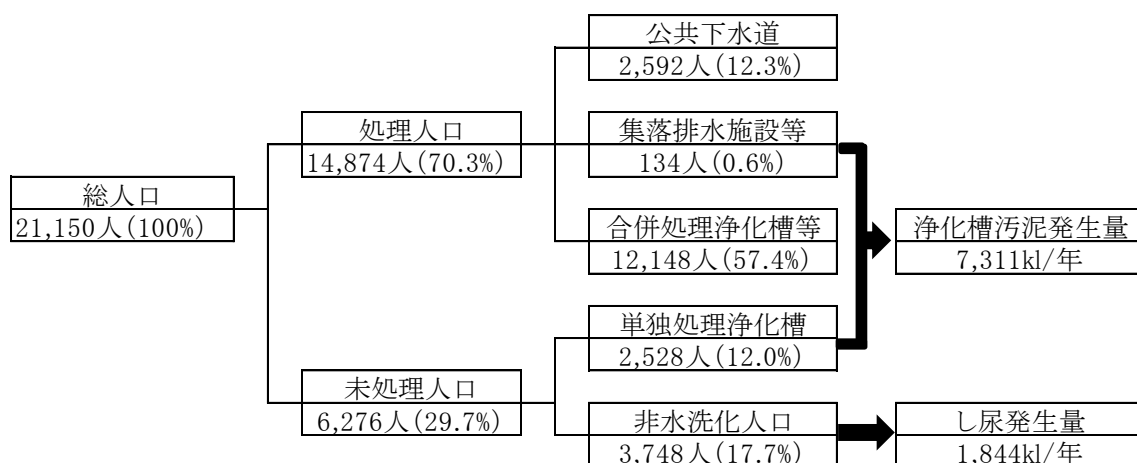


図2 生活排水の処理状況フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状（割合※1） （令和元年度）	目標（割合※1） （令和8年度）
排出量	事業系 総排出量	7,251 トン	6,899 トン（-4.9%）
	1事業所当たりの排出量※2	5.9 トン/事業所	5.6 トン/事業所（-5.1%）
	家庭系 総排出量	5,223 トン	4,355 トン（-16.6%）
	1人当たりの排出量※3	185Kg/人	172Kg/人（-7.0%）
	合計 事業系家庭系排出量合計	12,474 トン	11,254 トン（-9.8%）
再生利用量	直接資源化量	1,161 トン（9.3%）	1,102 トン（9.8%）
	総資源化量	2,090 トン（16.8%）	2,279 トン（20.3%）
エネルギー回 収 量	熱回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）	—	—
		—	—
減量化量	中間処理による減量化量	8,901 トン（71.4%）	7,754 トン（68.9%）
最終処分量	埋立最終処分量	1,483 トン（11.9%）	1,224 トン（10.9%）

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量÷集団回収量に対する割合

※2（1事業所当たりの排出量）＝〔（事業系ごみの総排出量）－（事業系ごみの資源ごみ量）〕÷（事業所数）

※3（1人当たりの排出量）＝〔（家庭系ごみの総排出量）－（家庭系ごみの資源ごみ量）〕÷（人口）

《用語の定義》

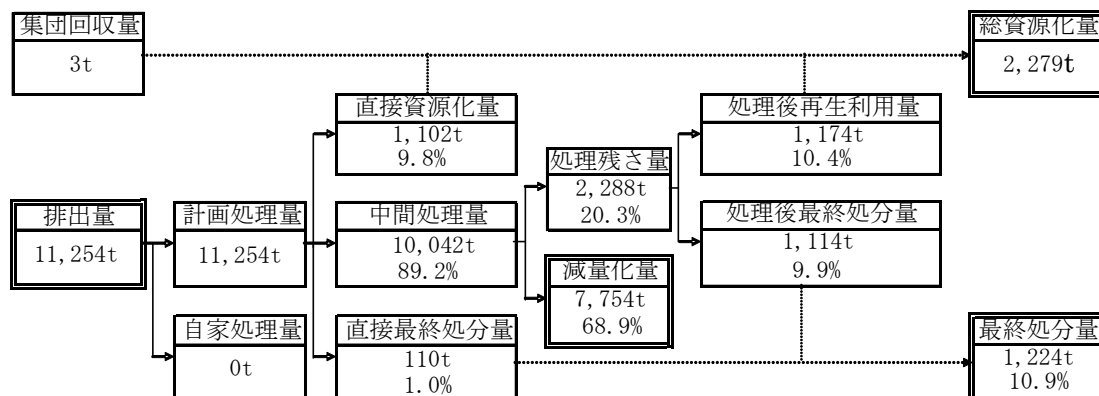
排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみ問わず、出されたごみの量（集団回収量を除く。）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

減量化量：中間処理後と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		令和元年度実績		令和8年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	2,592 人	(12.3%)	3,460 人	(17.4%)
	農業集落排水施設等	134 人	(0.6%)	130 人	(0.7%)
	合併処理浄化槽等	12,148 人	(57.4%)	14,257 人	(71.7%)
	未処理人口	6,276 人	(29.7%)	2,048 人	(10.3%)
	合 計	21,150 人		19,895 人	
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,844 キロリットル		1,940 キロリットル	
	浄化槽汚泥量	7,311 キロリットル		9,897 キロリットル	
	合 計	9,155 キロリットル		11,837 キロリットル	

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア. ごみの有料化（事業番号 11）

もえるごみについては、事業系ごみ・生活系ごみのいずれも指定ごみ袋制度による均一従量制により課金している。町指定ごみ袋や直接搬入ごみの手数料については必要に応じ料金見直しについて検討する。

イ. 環境教育（事業番号 12）

児童・生徒に対して、ごみ処理施設見学や出前講座の開催等を通じて環境教育の充実を図る。また、ごみ説法者（廃棄物等減量推進員）と連携しつつ、資源ごみステーションでの早朝分別指導・啓発を実施するとともに、ごみゼロの日（5 月 30 日）に一日センター長を委嘱し該当啓発を行う。また、毎年ゴミと環境フェアや講演会を開催し、ごみの減量とリサイクルに対する啓発を行っている。

ウ. 普及啓発（事業番号 13）

町民ボランティアによる全町一斉の海浜・河川の清掃を白浜町環境保全協議会の呼びかけで毎年実施する。

エ. マイバック運動・レジ袋対策（事業番号 14）

和歌山県や白浜町環境保全協議会と連携し、マイバック運動（買い物袋の持参運動）等を推進するとともに、廃物利用をしたマイバックの利用の推進を図る。

オ. 資源化の推進（事業番号 15）

・生ごみ処理機の普及促進

家庭用生ごみ処理機（好気式、密閉式）については、現状の普及率や使用状況の把握に努め、補助率や上限基数について拡充の方向で今後検討する。また、電気式生ごみ処理機については、補助率や上限額を増額し普及拡大に努めている。なお、本町の基幹産業である観光関連事業所から排出される廃棄物を減量するために、事業所用生ごみ処理機の購入補助制度について検討する。

・廃食用油の回収の実施

家庭で不要となった使用済み天ぷら油等の廃食用油を現在、資源ごみとして回収している。

・剪定枝の資源化の推進

簡易焼却炉や野焼きの禁止に伴い、家庭や土地の所有者、占有者から排出される剪定木や除草に伴う草などを搬入者や造園関係者に協力を求め、できる限り分別搬入を行い、堆肥化や燃料化の取り組みを進める。

- ・魚腸骨の資源化の推進

レジャー施設、大規模店舗及びチェーンストア等の協力による魚腸骨の分別収集を行い、資源化を推進する。

- ・食品リサイクル推進指導

食品リサイクル法の対象となる食品関連事業者に対して、関連機関とともに食品循環資源のリサイクル実施に関する推進指導を検討する。

- ・古紙類の再資源化

現在、資源ごみとして排出されている古紙類について分別の再徹底に取り組むことにより、ごみ排出量の削減を行うとともに、資源化の促進を行う。

カ 事業系ごみの排出抑制（事業番号 16）

町が指定する事業者については、「多量排出事業者制度」に基づき、廃棄物管理責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画の作成及び実績報告を義務付け、事業系ごみの発生抑制及びリサイクルの促進を検討する。

（２） 処理体制

ア．生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表４のとおりである。

現在、白浜町では、プラスチック（容器包装含む）の分別収集を行っているが、町内に適正な処理ができる施設がないため、隣接する田辺市にある業者へ委託している。

今後町が計画している容器包装プラスチック処理施設を整備し町内での資源化を進めていく。

また、資源ごみとして排出されている古紙類について分別の再徹底に取り組むと同時に、生ごみの水切りを徹底することにより、ごみ排出量を削減する。

なお、収集効率を上げるため、日置川地域全域において、もえるごみの個別収集からステーション化に変更を行う。

イ．事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、生活系ごみの分別区分に準じ、処分を行う。

また、今後は、多量排出事業者に対して、事業所における「事業系一般廃棄物の減量、処理に関する計画」の作成と自主的な実施について指導を行う。

ウ．一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

産業廃棄物のうち、公共下水道汚泥をあわせて焼却施設で処理している。

なお、公共下水道汚泥の処理状況は、表３のとおりである。

表３ 公共下水道汚泥の処理状況

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
公共下水道汚泥	378 t	361 t	390 t	421 t	377 t

エ. 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については、人口密集地域では、集合型処理施設を整備することとし、分散して立地している地域については、個別浄化槽を整備する。なお、みなし浄化槽を設置している家屋については、生活排水処理を進めるためにも合併処理浄化槽への転換を指導する。

オ. 今後の処理体制の要点

- 容器包装プラスチック類のリサイクルを行う。
- 可燃性廃棄物として焼却される廃棄物については、基幹改良工事を行った焼却施設において安定した処理を行う。
- 事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、「事業系一般廃棄物の減量、処理に関する計画」の作成と自主的な実施について指導を行い、事業系一般廃棄物の発生を抑制する。

表4 白浜町地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(令和元年度)					今後(令和8年度)									
分別区分		処理方法	処理施設等		処理実績(トン)	分別区分		処理方法	処理施設等	処理見込(トン)				
もえるごみ		焼却	白浜町清掃センター		10,254	もえるごみ		焼却	白浜町清掃センター	8,223				
可燃粗大ごみ		選別、破砕	リサイクルプラザ		1,073	可燃粗大ごみ		選別、破砕	リサイクルプラザ	1,169				
不燃物類		選別、破砕			162	不燃物類		選別、破砕		110				
金属類		選別、保管	直接資源化		450	金属類		選別、保管	直接資源化	328				
缶類	アルミ缶	選別、保管				直接処理又はリサイクルプラザ 併用	159	缶類			アルミ缶	選別、保管	直接処理又はリサイクルプラザ 併用	110
		直接資源化	直接資源化											
	スチール缶	選別、保管	選別、保管		不燃粗大				選別、保管	不燃粗大	選別、保管	40		
		直接資源化	直接資源化											
不燃粗大		選別、保管	破砕	58	不燃粗大		選別、保管	破砕	40					
		直接資源化			直接資源化									
布類		分別保管	直接資源化	22	布類		分別保管	直接資源化	22					
		直接資源化			直接資源化									
古紙類	ダンボール	直接資源化	直接処理又は白浜町清掃センター	1,046	古紙類	ダンボール	直接資源化	直接処理又は白浜町清掃センター	946					
	ダンボール	一部保管				ダンボール	一部保管							
	新聞	直接資源化				新聞	直接資源化							
	新聞	一部保管				新聞	一部保管							
	雑誌・その他	直接資源化				雑誌・その他	直接資源化							
	雑誌・その他	一部保管				雑誌・その他	一部保管							
ビン類	生ビン	分別保管	カレット選別棟	215	ビン類	生ビン	分別保管	カレット選別棟	183					
	無色透明	分別保管				無色透明	分別保管							
	茶色	分別保管				茶色	分別保管							
	その他	分別保管				その他	分別保管							
有害危険ゴミ	乾電池	選別保管	---	13	有害危険ゴミ	乾電池	選別保管	---	14					
	水銀含む他	選別保管	---			水銀含む他	選別保管							
蛍光灯		選別保管	---		蛍光灯		選別保管							
ペットボトル		手選別、保管	---	62	ペットボトル		手選別、保管 圧縮梱包保管	新施設	50					
プラスチック(容器包装)		手選別	---	57	プラスチック(容器包装)		手選別 圧縮梱包保管		55					
食用廃油		分別保管	---	5	食用廃油		分別保管 燃料化		4					

(3) 処理施設等の整備

ア. 廃棄物処理施設

前述(2)の統一化後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表5のとおり必要な施設整備を行う。

表5 整備する処理施設

事業 番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業 期間
1	マテリアルリサイクル推進施設	容器包装プラスチック及びペットボトル ストックヤード・圧縮施設等整備事業	圧縮施設約 1t/日 ストックヤード約 340 m ²	白浜町保呂 749 番地	R5～R6

(整備理由)

事業番号1：プラスチック製容器包装等の分別を本町全域で実施し、容器包装のリサイクルを行うため。

イ. 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表6のとおり行う。

表6 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済 基数(基) (平成21年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	77	680	2,040	H22～H29
公共浄化槽等整備推進事業	0	0	0	—
その他地方単独事業	0	0	0	—
合計	77	680	2,040	—

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表7のとおり計画支援事業を行う。

表7 実施する計画支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間
33	マテリアルリサイクル推進施設整備事業（ R4 年 実施予定）に係る計画支援業務	実施設計・発注仕 様書作成	R4

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア. 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発（事業番号 41）

廃家電・使用済み小型家電のリサイクルについては、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

イ. 不法投棄対策の実施（事業番号 42）

地域の自治会（町内会・区）や警察、保健所及び紀ノ国環境モニターと連携を取り、パトロールを強化し、看板の設置や日常的な監視を行うことにより、不法投棄防止を図る。

ウ. 災害時の廃棄物対策（事業番号 43）

平成 30 年 3 月に策定した「白浜町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書」に記載されている「災害廃棄物処理計画」に基づき処理を行うとともに、災害発生時の初期対応や基本的な役割分担を明確にするとともに、周辺自治体との相互協力体制の構築について検討する。

エ. 生活排水対策（事業番号 44）

浄化槽の普及促進を進めるとともに、資源ごみの日の廃食油回収、三角コーナネットの使用、拭取紙等の排出抑制用品の使用について、広報を通じて啓発を行う。

オ. ボランティアへの協力（事業番号 45）

日置小学校と日置中学校が主となり地元の海岸を清掃する大崎クリーンアップ作戦など小中学校や地域・ボランティアによる清掃に協力していく。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、和歌山県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進地域計画添付書類一覧

- 添付資料 1 対象地域図
- 添付資料 2 目標の設定に関するグラフ
- 添付資料 3 分別区分説明資料
- 添付資料 4 現有処理施設の概要

- 様式 1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1
 - 添付資料 5 指標と人口の要因に関するトレンドグラフ
 - 添付資料 6 地域内の施設の現況（位置図）（浄化槽区域図含む）

- 様式 2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2
（地域内の計画事業を年度ごとにまとめたもの）

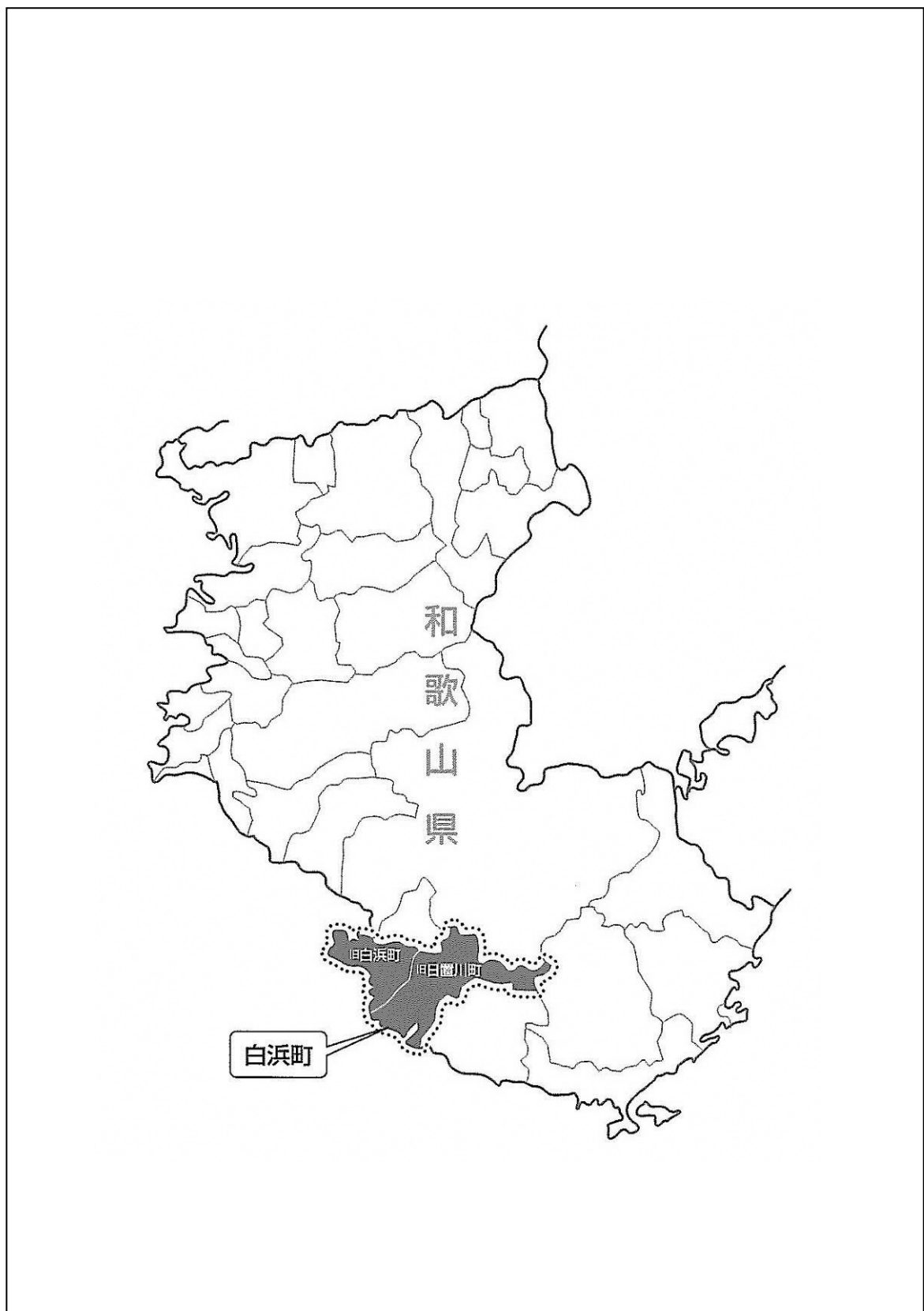
- 様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

その他参考資料

- 参考資料様式 6 施設概要（浄化槽系）
- 参考資料様式 7 計画支援概要

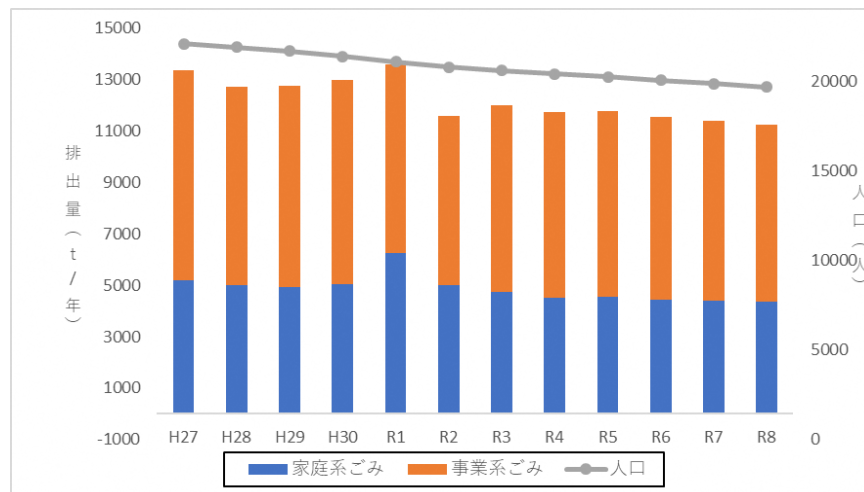
別添資料 白浜町津波ハザードマップ（施設位置図）

添付資料 1 対象地域図

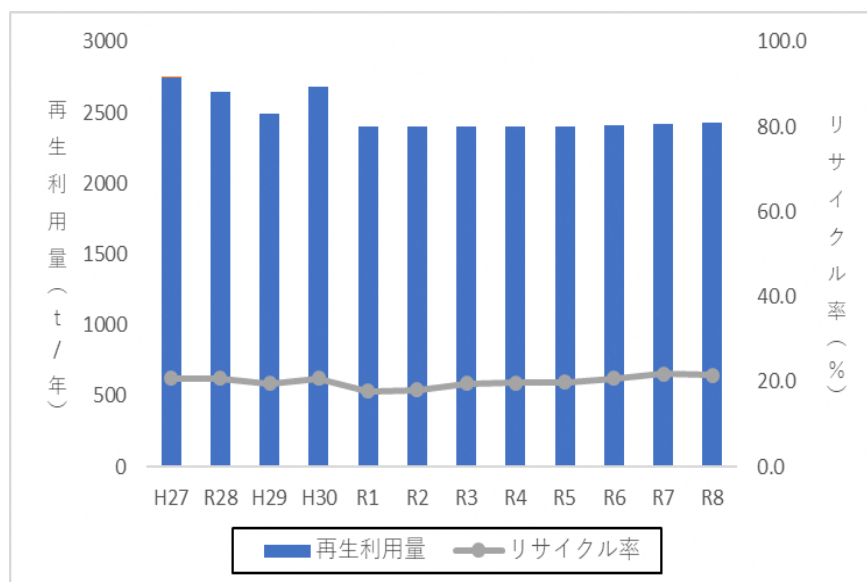


添付資料2 目標の設定に関するグラフ

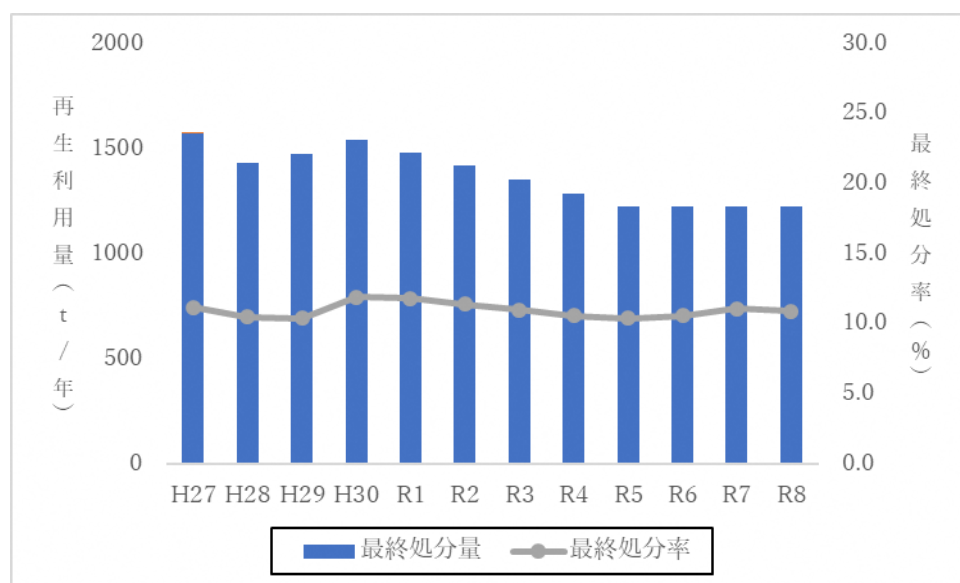
1. ごみ排出量の減量化目標



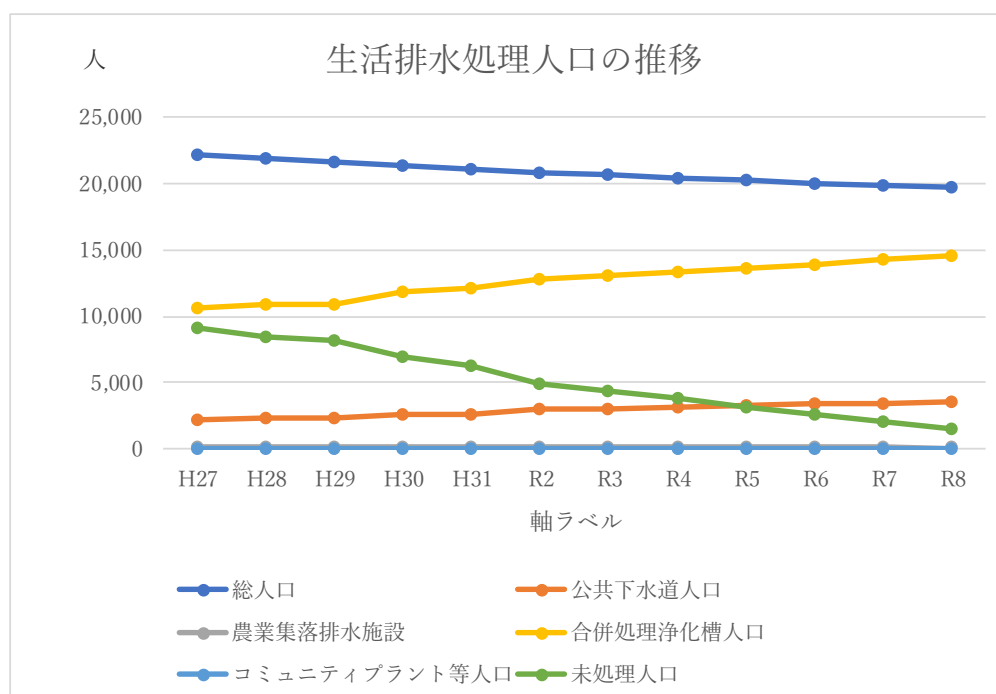
2. 再生利用量の目標（リサイクル率）



3. 最終処分目標（最終処分量）



4. 生活排水処理の目標（汚水衛生処理人口の割合）



添付資料3 分別区分説明資料

白浜町では、町による直営、委託業者及び許可業者により収集を行っている。収集品目は、「もえるごみ」、「資源ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」の4種であり、分別排出によるごみ減量化に努めている。なお、資源ごみは、住民によりカン類（アルミ・スチール）、ビン類（生きビン、無色、茶色、その他ビン他）、金属、紙類（ダンボール、新聞、雑誌・チラシ等）、布類、有害危険ごみ（乾電池、蛍光灯等）、食用廃油、プラスチック、ペットボトル及びその他に、粗大ごみは、可燃性と不燃性に細分される。

分別区分		排出方法	収集方法	収集主体	処理方法
もえるごみ		町指定ごみ袋・青色	ステーション	白浜町	焼却施設
資源ごみ					
資源ごみの日に収集するもの（コンテナ回収）	アルミ缶	町指定容器・裸	ステーション	白浜町	再資源化
	スチール缶	町指定容器・裸	ステーション		再資源化
	生きビン	町指定容器・裸	ステーション		再資源化
	無色透明ビン	町指定容器・裸	ステーション		再資源化 容器リサイクル
	茶色ビン	町指定容器・裸	ステーション		
	その他ビン	町指定容器・裸	ステーション		
	金属類	町指定容器・裸	ステーション		再資源化
	ダンボール	裸・紐でくくる	ステーション		再資源化
	新聞	裸・紐でくくる	ステーション		再資源化
	雑誌・チラシ等	裸・紐でくくる	ステーション		再資源化
	布類	裸・ひも又は袋	ステーション		再資源化
	乾電池	町指定容器・裸	ステーション		再資源化
	蛍光灯等	町指定容器・裸	ステーション		再資源化
	食用廃油	町指定容器・裸	ステーション		再資源化 売却
	プラスチック 容器包装	町指定容器・裸	ステーション		再資源化 売却
	不燃ごみ	町指定容器・裸回収	ステーション		破碎後埋立
拠点回収	ペットボトル	単体	ステーション 拠点回収	—	中間処理後再資源化 売却
可燃性粗大ごみ		単体	個別	自己搬入 許可業者	選別 破碎 選別 焼却又は資源化、燃料化
不燃性粗大ごみ		単体	個別	許可業者	許可

添付資料4 現有施設の概要

【中間処理施設】

本町の中間処理は、白浜町清掃センターで行っており、白浜町清掃センターには、焼却処理施設とカレット棟及びリサイクルプラザを有している。

焼却処理施設の概要

施設名	白浜町清掃センター
所在地	白浜町保呂 749 番地
敷地面積	8,443 m ²
炉形式	旋回流型流動床焼却炉
処理能力	27.5 t / 16 h × 2 炉 計 55 t / 日
着工	平成 6 年 1 月 19 日
竣工	平成 7 年 3 月 31 日

カレット選別棟の概要

施設名	白浜町清掃センター カレット棟
所在地	白浜町清掃センター内
処理能力	3 t / 日 手選別
完成	平成 7 年 3 月 31 日
選別テーブル	1 基
ベルトコンベヤ	1 基
ストックヤード	2 区分

リサイクルプラザの概要

施設名	白浜町リサイクルプラザ
所在地	白浜町清掃センター内
敷地面積	5 3 6 m ²
建築面積	2 3 1 m ²
処理方式	油圧駆動 2 軸剪断破碎方式
処理能力	6. 6 t / 日 (5 時間)
着工	平成 7 年 6 月 28 日
竣工	平成 8 年 3 月 10 日

【最終処分場】

本町の最終処分場は、白浜町最終処分場及び大辺路衛生施設組合家の谷処分場で行っている。

最終処分場の概要

処分地名	白浜町最終処分場
所在地	白浜町椿地内
型式	山間
埋立工法	部分セル
浸出水処理	60m ³ / 日 (日平均処理水量)
埋立開始	平成10年 4 月
埋立面積	11, 500m ²
全体容量	46, 000m ³

処分地名	大辺路衛生施設組合家の谷処分場
所在地	白浜町大字日置
型式	山間
埋立工法	部分セル
埋立開始	昭和57年 4 月
埋立面積	10, 100m ²
全体容量	55, 000m ³

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1(令和3年度)

1. 地域の概要

(1)地域名	和歌山県西牟婁郡白浜町	(2)地域内人口	21,150 人	(3)地域面積	200.98 km ²
(4)構成市町村等名	和歌山県西牟婁郡白浜町	(5)地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他 辺地を有する市町村		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立(予定)年月日： 昭和 年 月 日設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し：				

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2. 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状(排出量に対する割合)						目標	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和8年度	
排 出 量	事業系 総排出量(トン)	8,184	7,702	7,823	7,948	7,251	集計中	6,899	(R1比-4.9%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	7.8	7.3	7.4	7.6	5.9		5.6	
	家庭系 総排出量(トン)	5,180	5,021	4,946	5,050	5,223		4,355	(R1比-16.6%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	234	229	228	236	185		172	
	合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	13,364	12,723	12,769	12,998	12,474		11,254	(R1比-9.8%)
再 生 利 用 量	直接資源化量(トン)	1,461 (10.9%)	1,398 (11.0%)	1,291 (10.1%)	1,502 (11.6%)	1,161 (9.3%)	集計中	1,102	(9.8%)
	総資源化量(トン)	2,750 (20.6%)	2,645 (20.8%)	2,495 (19.5%)	2,685 (20.7%)	2,090 (16.8%)		2,279	(20.3%)
熱 回 収 量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	—	—	—	—
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	10,432 (78.1%)	9,993 (78.5%)	10,142 (79.4%)	10,108 (77.8%)	8,901 (71.4%)	集計中	7,754	(68.9%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量(トン)	1,571 (11.8%)	1,433 (11.3%)	1,473 (11.5%)	1,545 (11.9%)	1,483 (11.9%)	集計中	1,224	(10.9%)

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料ー5)

3. 一般廃棄物処理施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
焼却施設 白浜清掃センター	白浜町	准連続焼却式	無	55トン/日	H7.3	R12.3	老朽化のため	准連続焼却式	—	55t/日	現施設を使用
カレット選別棟(白浜清掃センター内)	白浜町	手選別・保管	無	3トン/日	H7.3	—	—	—	—	—	現施設を使用
リサイクルプラザ(白浜清掃センター内)	白浜町	破碎・分別・保管	有	6.6トン/日	H8.3	—	—	—	—	—	現施設を使用
最終処分場 白浜町最終処分場 大辺路衛生施設組合家の谷処分場	白浜町	管理型	有	46,000m ³	H10.4	—	—	—	—	—	現施設を使用
	白浜町	安定型		55,000m ³	S57.3	—	—	—	—	—	一部事務組合
プラスチック製容器包装等圧縮施設	白浜町					—	—		R6.4	1t/日	新設
						—	—	—	—	—	—
						—	—	—	—	—	—

※計画地域内の施設の状況を地図上に示したものを添付した。(添付資料ー6)

4 生活排水処理の現状と目標

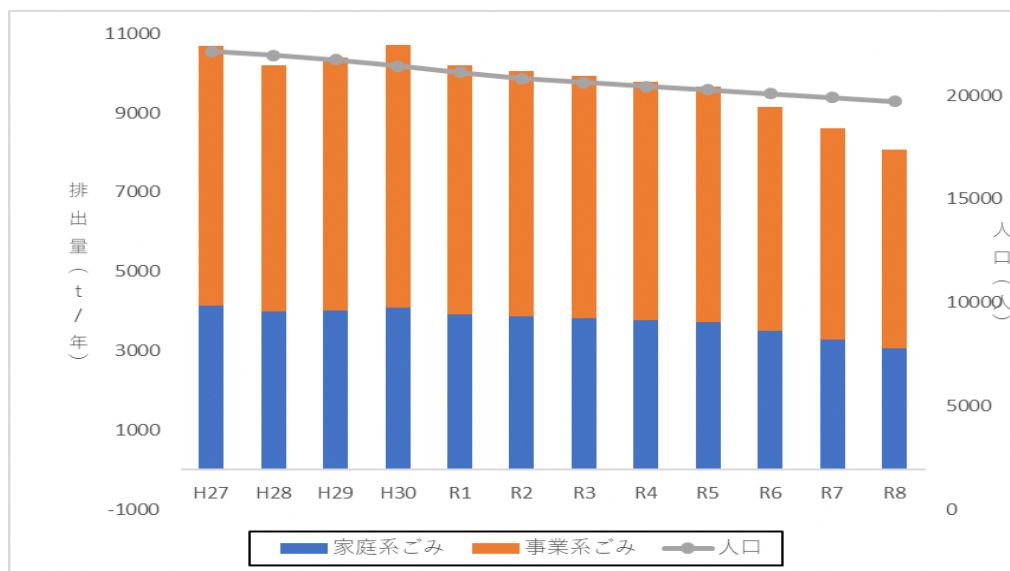
指標・単位		過 去 の 状 況 ・ 現 況						目 標
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 8 年度
総 人 口		22,137 人	21,943 人	21,723 人	21,448 人	21,150 人	集計中	19,895 人
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口	2,226 人	2,301 人	2,412 人	2,578 人	2,592 人	集計中	3,460 人
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	10.1%	10.5%	11.1%	12.0%	12.3%		17.4%
集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口	150 人	152 人	148 人	143 人	134 人	集計中	130 人
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%		0.7%
合 併 処 理 浄 化 槽 等	汚水衛生処理人口	10,575 人	10,973 人	10,970 人	11,798 人	12,148 人	集計中	14,257 人
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	47.8%	50.0%	50.5%	55.0%	57.4%		71.7%
未 処 理 人 口	汚水衛生未処理人口	9,196 人	8,517 人	8,193 人	6,929 人	6,276 人	集計中	2,048 人

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

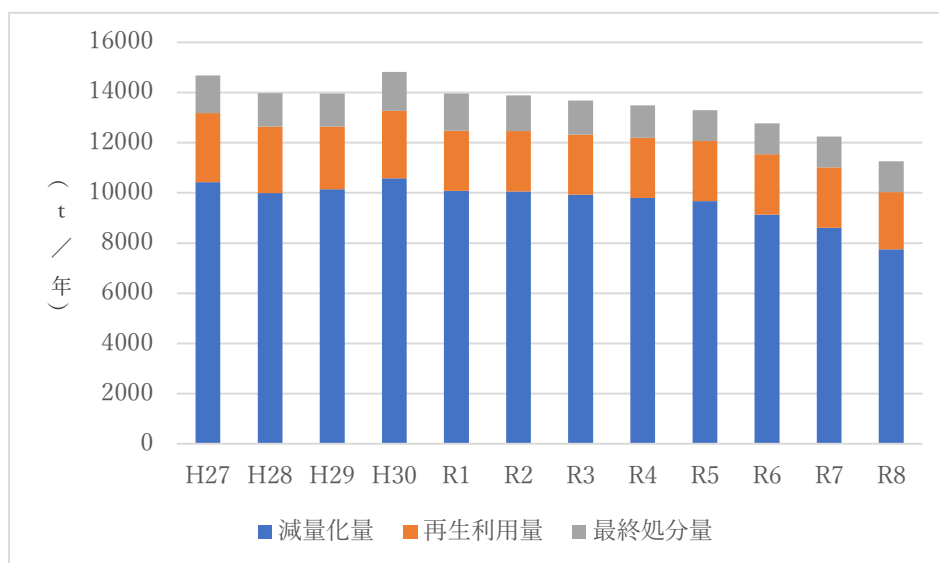
施 設 種 別	事業主体	現 有 施 設 の 内 容			整備予定基数の内容			備 考
		基 数	処理人口	開始年月	基 数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	白浜町	2,548 基	12,148 人	S63	300 基	900 人	令和 8 年度	

添付資料5 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

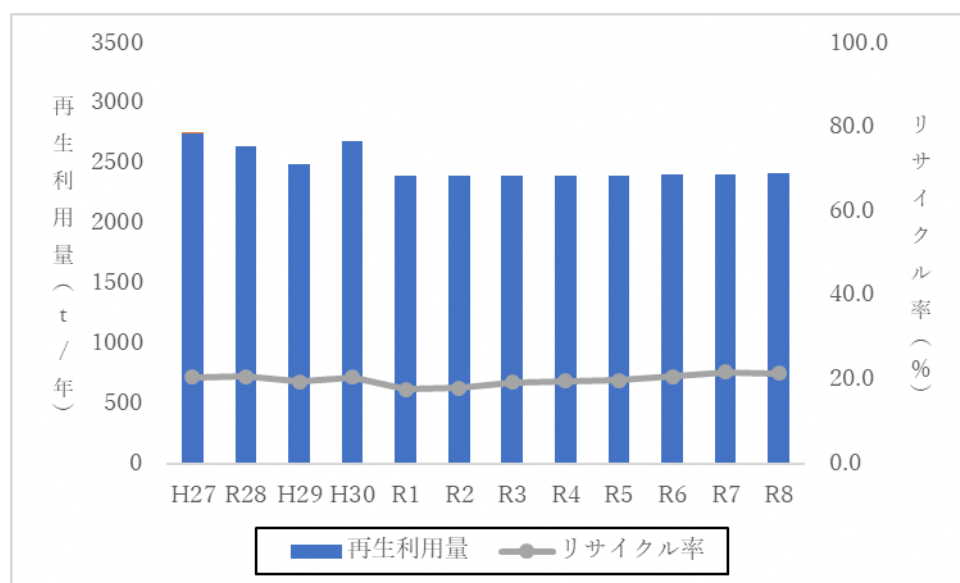
1. 人口及びごみ排出量の推移



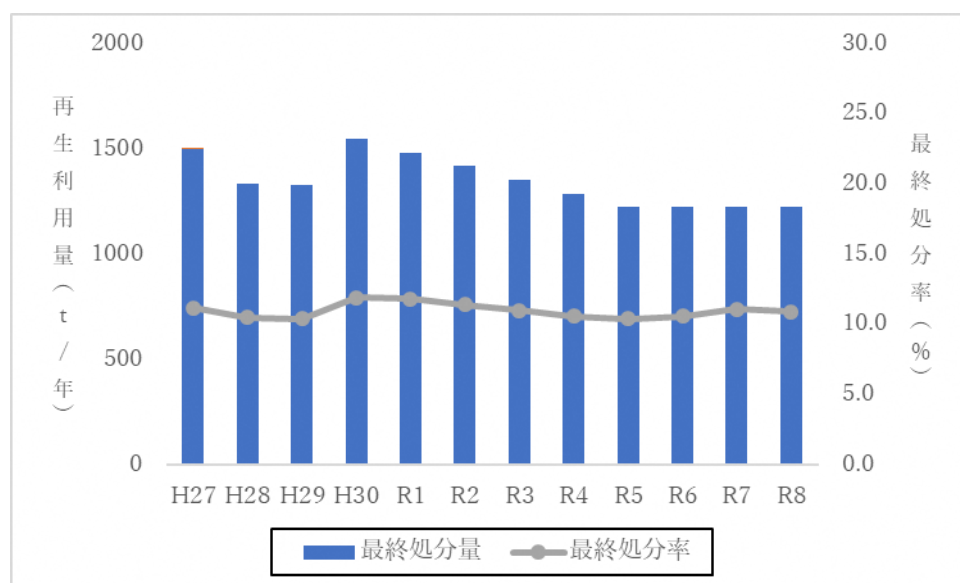
2. 処理・処分の推移



3. 再生利用量の推移

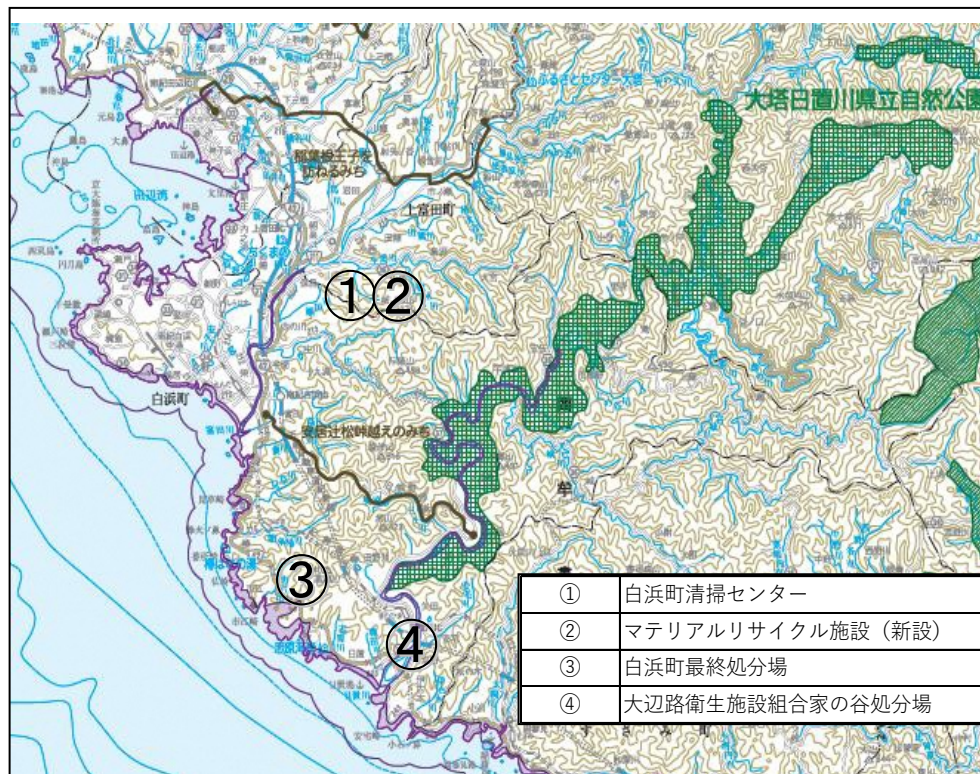


4. 最終処分量の推移

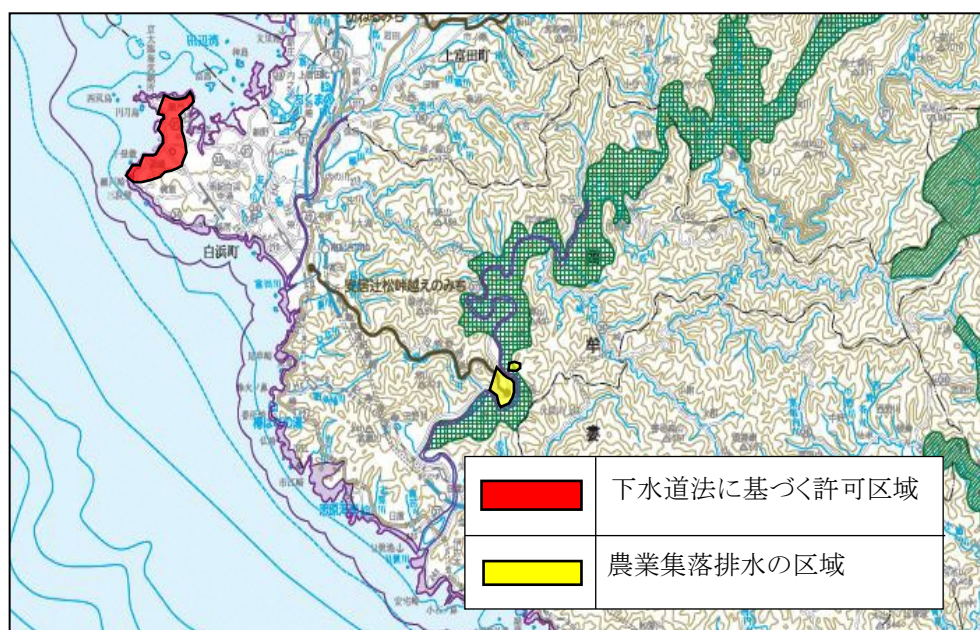


添付資料6 地域内の施設の現況（位置図）

一般廃棄物処理施設の状況



生活排水処理区域の状況



様式2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2(令和3年度)

事業種別	事業 番号	事業主体 名称	規模	事業期間 交付期間			総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
				単位	開始	終了	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度			
																		事業名称	
○浄化槽に関する事業																			
	3	白浜町	300	基	R3	R7	125,210	25,042	25,042	25,042	25,042	25,042	125,210	25,042	25,042	25,042	25,042	25,042	
○施設整備に関する計画支援事業																			
	33	白浜町			R4	R4	0 11550	0 11550					0 11550	0 11550					
○容器包装プラスチック及びペットボトルストックヤード・圧縮施設等整備事業																			
	1	白浜町			R5	R6	0 400000		0 200000	0 200000		0 400000			0 200000	0 200000			
合 計																			
							125,210	25,042	25,042 36,592	25,042 225,042	25,042 225,042	25,042	125,210	25,042	25,042 36,592	25,042 225,042	25,042 225,042	25,042	

様式 3

白浜町地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画						備考	
					交付期間			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
					開始	終了									
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	手数料の改定	もえるごみについては事業系・家庭系については、指定ごみ袋制度による均一従量制により課金しているが、直接搬入ごみや可燃性粗大ごみの手数料の改定を検討する。	白浜町	期間中継続事業										
			・生ごみ処理機の普及促進 家庭用生ごみ処理機における約2倍型等コンポストについては、モニターを専ら希望者に対して町から貸与する。また、電気式生ごみ処理機については、補助車又は上履鞋の増額を予定している。なお、本町の基幹産業である観光関連事業所から排出される廃棄物を減量するために、事業所用生ごみ処理機の購入補助を検討する。		期間中継続事業										
			・廃食用油の回収の実施 家庭で不要となった使用済み天ぷら油等の廃食用油を現在も資源ごみとして回収しているが、回収した廃食用油を、軽油代替燃料のバイオディーゼル燃料（BDF）などのリサイクルを検討する。		期間中継続事業										
			・剪定枝の資源化の推進 高圧洗浄機や野焼きの禁止に伴い、家庭や土地の所有者、占有者から排出される剪定木や除雪に伴う草などを搬入業者や造園関係者に協力を求め、できる限り分別搬入を行い、堆肥化や燃料化の取り組みを進める。		期間中継続事業										
			・魚腸骨の資源化の推進 レジャー施設、大規模店舗及びチェーンストア等の協力による魚腸骨の分別収集を行い、資源化を推進する。		期間中継続事業										
			・食品リサイクル推進指導 食品リサイクル法の対象となる食品関連事業者に対して、関連機関とともに食品循環資源のリサイクル実施に関する推進指導を検討する。		期間中継続事業										
発生抑制、再使用の推進に関するもの	13	分別収集品目の追加	現在、本町の日置川地域では、プラスチックを分別収集している。今後、白浜地域においてもプラスチック容器包装の分別収集を実施する。	白浜町	期間中継続事業										
発生抑制、再使用の推進に関するもの	14	環境教育の充実	児童・生徒に対して、ごみ処理施設見学や出前講座の開催等を通じて環境教育の充実を図る。また、ごみ説法者（廃棄物等減量推進員）と連携しつつ、資源ごみステーションでの早期分別指導・啓発を実施するとともに、ごみゼロの日（5月30日）に一日センター長を委嘱し街頭啓発を行う。また、毎年ごみと環境フェアを開催し、ごみの減量とリサイクルに対する啓発を行っている。	白浜町	期間中継続事業										
発生抑制、再使用の推進に関するもの	15	マイバッグ運動・レジ袋削減対策の実施	和歌山県や白浜町環境保全協議会と連携し、マイバッグ運動（買物袋の持参運動）等を推進するとともに、廃物利用をしたマイバッグの利用の促進を図る。	白浜町	期間中継続事業										
発生抑制、再使用の推進に関するもの	16	生活排水対策	浄化槽の普及促進を進めるとともに、資源ごみの日の廃食用油回収、三角コーナートネットの使用、拭取紙等の排出抑制用品の使用について、広報を通じて啓発を行う。	白浜町	期間中継続事業										
処理体制の構築、施設の整備に関するもの	22	古紙類の再資源化	現在、資源ごみとして排出されている古紙類について分別の再徹底に取り組むことにより、ごみ排出量の削減を行うとともに、資源化の促進を行う。	白浜町	期間中継続事業										
発生抑制、再使用の推進に関するもの	23	事業系ごみの減量化及び適正処理の推進	町が指定する事業者については、「多量排出事業者制度」に基づき、廃棄物管理責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画の作成及び実績報告を義務付け、事業系ごみの発生抑制及びリサイクルの促進を検討する。	白浜町	期間中継続事業										
発生抑制、再使用の推進に関するもの	1	容器包装プラスチックストックヤード・圧縮施設整備事業	既存施設の老朽化、容器包装リサイクル法に基づきリサイクルの完全実施に対応するため。	白浜町	R6	R6	○								
発生抑制、再使用の推進に関するもの	2	合併浄化槽整備	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止する。	白浜町	R3	R7	○								
発生抑制、再使用の推進に関するもの	33	1の計画支援	容器包装プラスチックストックヤード・圧縮施設整備に係る実施設計・発注仕様書の作成	白浜町	R4	R4	○								
発生抑制、再使用の推進に関するもの	41	リサイクルに関する普及啓発の実施	各リサイクル法の対象物については、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や事業者などと協力して普及啓発を行う。	白浜町	期間中継続事業										
発生抑制、再使用の推進に関するもの	42	不法投棄対策の実施	地域の自治会（町内会・区）や警察、保険所及び紀の国環境センターと連携をとり、分別区分の徹底を進めるとともに、パトロールの強化を行い、不法投棄防止を図る。	白浜町	期間中継続事業										
その他	43	災害時の廃棄物処理に関する事項の検討	災害発生時の初期対応や基本的な役割分担を明確にするとともに、周辺自治体との相互協力体制の構築について検討する。	白浜町	期間中継続事業										
発生抑制、再使用の推進に関するもの	44	海や川の一斉清掃の実施	町民ボランティアによる全町一斉の海浜・河川の清掃を白浜町環境保全協議会の呼びかけで毎年実施する。	白浜町	期間中継続事業										
発生抑制、再使用の推進に関するもの	45	ボランティアへの協力	日置小学校・日置中学校が主となり地元の海岸を清掃する大崎クリーンアップ作戦など小中学校や地域・ボランティアによる清掃に協力していく。	白浜町	期間中継続事業										

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	白浜町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	目的：生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止すること。 内容：合併浄化槽を整備しようとする者に対し、補助金を交付すること。
(4) 事業期間	令和3年度 ～ 令和7年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道区域及び、下水道整備が当分の間見込まれない地域、農業集落排水事業計画における事業採択予定区域以外の地域について、浄化槽を設置整備する。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 125,210 千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (900 人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5 人槽	250 基 (750 人分)	35 基	86,150	86,150	86,150
6～7 人槽	35 基 (105 人分)	10 基	15,390	15,390	15,390
8～10 人槽	15 基 (45 人分)	5 基	8,670	8,670	8,670
11～20 人槽	基 (人分)				
21～30 人槽	基 (人分)				
31～50 人槽	基 (人分)				
51 人槽以上	基 (人分)				
配管工事費	50 基 (150 人分)	50 基	15,000	15,000	15,000
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費				
	計画策定等調査費				
合 計	300 基 (900 人分)	50 基	125,210	125,210	125,210

【参考資料様式 7】

計画支援概要

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	白浜町
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備のため
(3) 事業名称	マテリアルリサイクル推進施設整備に関する計画支援事業
(4) 事業期間	令和4年度
(5) 事業概要	マテリアルリサイクル推進施設の整備のための発注仕様書の作成及びメーカー選定を行う。
(6) 事業計画額	0円 11,550千円

施設概要(マテリアルリサイクル施設系)

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	白浜町
(2) 施設名称	マテリアルリサイクル推進施設
(3) 工期	令和5年度～令和6年度
(4) 施設規模	処理能力 約1 t / 日
(5) 処理方式	手選別 圧縮梱包
(6) 地域計画内の役割	資源物の選別、回収、保管
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <u>無</u>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	プラスチック容器包装、缶類、ビン類、有害危険ごみ、その他、ペットボトル、分別残渣、小型家電等
-------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	① 分別収集回収拠点の整備 ・ごみの分別収集（「資源ごみの日」に収集予定 月/回） ・処理方法 （手選別、圧縮梱包、保管） ・ごみ容器の種類 （コンテナ） ・設置基数 （5基） ・クランプリフト （1台） ・建築物の構造 （鉄骨 ALC） ② 小規模ストックヤードの整備 ・施設規模 （340㎡） ・ストック対象物（プラスチック製容器包装、ペットボトル、缶類等） ③ 簡易プレス機の整備 ・処理方法 （プラスチック容器包装圧縮梱包、缶類圧縮） ・処理能力 （1.4 t / 日、1.9 t / 日） ・設置場所 （予定：和歌山県西牟婁郡白浜町保呂749番地 白浜町清掃センター内） ④ 電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 ・導入台数（積載量）1台（2t：ハイブリッド塵芥車） ・運行計画 火、金 その他容器包装プラスチック収集 月、水 ペットボトル収集 - 木 選別残渣搬出（固形燃料等）
----------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 事業計画額	0円 400,000千円
------------	-----------------

別添資料 白浜町津波ハザードマップ

一般廃棄物処理施設位置図 縮尺 1/100000



白浜町清掃センター

~~白浜町マテリアルリサイクル推進施設（新規）~~

白浜町最終処分場



大辺路衛生施設組合家の谷処分場

